

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反の送致通報について（通達）

〔 最終改正 平成27. 5. 29 例規生企第16号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「狩猟法」という。）に違反した者に対する処分の適正を期するため、狩猟法違反事件を送致した場合の京都府知事への通報等について必要な事項を定めたものです。